

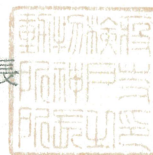


27KBUKBDYZR101

平成29年7月25日

株式会社ユニエツクス  
代表取締役 坪田 光男 殿

動物検疫所神戸支所長



畜産物の輸出入検査場所の指定について（新規）

平成29年7月10日付けで貴殿から申請のあった畜産物の輸出入検査場所の指定については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項本文（第45条第2項において準用する場合を含む）の規定により下記のとおり指定する。

記

- 1 検査場所住所および名称  
住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東3丁目  
名 称 株式会社ユニエツクス六甲物流センター
- 2 検査対象物 家畜伝染病予防法施行規則第45条第2～7号に掲げる指定検疫物
- 3 指定期間 平成29年7月25日 ～ 平成30年2月28日
- 4 そ の 他  
別添「畜産物の輸出入検査場所の遵守事項」を遵守すること。